

無期転換逃れの雇止めに悲鳴！

100件を超える電話、鳴りやまず

～2018 雇止めホットライン報告～

2012年に改正された労働契約法では、有期契約を繰り返して5年を超えれば無期契約に転換できる制度が盛り込まれました。改正法が施行されてから5年になるこの4月には、無期転換の資格を得た労働者が申し出れば、雇用主はそれを承諾しなければなりません。(労契法18条)

ところが、こうした制度改正がまだよく知られていないことにつけこんで、直前に契約打ち切りを通告したり、いつのまにか契約に上限を定めて、無期転換をまぬかれようとする事例が相次いでいます。

長年派遣労働者の権利確保に取り組んできたNPO法人派遣労働ネットワークは、1月22日ホームページに「有期契約社員が無期転換を実現するためのQ&A」「派遣社員が雇止めされず雇用安定化を実現するためのQ&A」を掲載。1月27,28日には、非正規労働者の個人加盟組合員を多くかかえる全国ユニオンと共同して、無料電話相談を開設しました。

NHKニュース等での報道もあってホットラインへの電話は鳴りやまず、16人のスタッフが受け付けた相談は2日間で109件になりました。その概要を報告します。

派遣労働ネットワークでは、この結果を踏まえ、厚生労働省に制度運用の改善要望を提出する予定です。無期転換制度を活用して、雇用の安定化をめざしましょう。

◆ 「雇止めホットライン」 実施要綱 ◆

- 日時 2018年1月27日(土)・28日(日) 午前10時～午後8時
- 窓口 全国ユニオン・NPO法人・派遣労働ネットワーク <http://haken-net.or.jp>
- 対応 弁護士、NPO、ユニオンの相談スタッフ等が対応

— 相談集計(109件)の結果概要 —

	解雇	雇止め通告	雇用安定(無期化等)	不利益変更
相談内容別	5	52	65	4
	契約と違う	労働時間	賃金(不払い含む)	その他労働条件
	4	4	4	10
	安全衛生	労働・社会保険	いじめ・ハラスメント	請負偽装・他
	1	3	8	4
雇用形態別	契約社員	パート	派遣	その他・不明
	67	14	17	11
性別	男性	女性	不明	
	43	66	0	
年齢別	20—30歳代	40—50歳代	60—70歳代	不明
	12	30	17	50
勤続年数別	3年未満	5年未満	5年以上	不明
	12	18	51	28
特徴的な相談者等	母親等親族	障がい者	大学等の職員	自治体・政府系機関
	12	5	14	10

相談の特徴・ポイント

無期転換逃れが露骨な、「雇止め」ラッシュ

今回は有期契約の雇止めに焦点を当てたホットラインの開設でしたが、予想を上回るほど、契約打ち切り＝雇止め通告をされたとの相談が寄せられ、約半数（52件）に上りました。

雇止めにあって、経営悪化など事業運営上の具体的理由をあげるのは稀で、むしろ「労働契約法の5年目無期転換を避けるため」と脱法意図を明らかにしたものが目立ちました。理由は明示されないものの、無期転換逃れと思われる事例も多数あります。

強引な雇止めは労働契約法に違反

労働者に異議を言わせないよう様々な手立てが講じられています。契約期間や更新回数に上限を設定したり、今回限りで更新しない、2018年4月以降は雇わないなどとした契約書に、無理矢理印を押させる手口です。明らかな脱法行為であり、労働契約法19条（契約更新に合理的期待や社会的相当性があるとみなせる場合）に違反の疑いがあります。

大学や自治体・政府系機関で働く人から多数の相談

大学や高校には、教員と限らず様々な有期契約労働者が働いており、全部を着るわけにもいきません。そこで面接や試験での選抜、クーリング期間を持ち出すなど様々な手段が講じられています。

自治体や政府系外郭団体の職員からは、任用や予算を理由にしたり、入札制度を利用した契約打ち切り事例も多く寄せられました。

雇用年限短縮で「高齢者再雇用」も打ち切り

60歳以上の高齢者からの相談が2割近くを占めました。これまで70歳まで働けるとしていたのが、再雇用も5年上限とするため、この春で雇止めになるという事例が数件あります。

元気なので長く働きたいという高齢者の声が多く寄せられました。雇用安定化をめざしたはずの法改正が、逆に雇用打ち切りにつながるのでは本末転倒です。

職場で権利を主張できない労働者

母親等親族から息子や娘を心配する相談が多く（12件）寄せられました。こうした相談は決して珍しいものではありませんが、総数の一割を超えたのは初めての経験です。障がい者からの相談（5件）も目立ち、弱者の雇用不安、生活不安の深刻さを感じさせます。

周知されていない無期契約への転換制度

ニュースやインターネットを見ての相談では、「無期契約転換制度」って何？という質問も目立ちました。私の場合無期転換が可能なのか？その場合どうすればいいのか？など雇用安定化への強い期待がうかがわれました。厚生労働省は、もっと制度を周知し、実現を支援すべきです。

違法・脱法への厳しい規制を

労働契約法18条で無期転換になる人も多くいるに違いありません。しかし、一方で逆作用の雇止めが蔓延しているのを見過ごすことはできません。10月には改正派遣法による3年上限規制も開始されます。

雇用の安定化へむけた制度が、逆に雇止めにつながらないような事態を招かないよう、派遣ネットは具体的解決へ向けた取り組みを支援しながら、制度の運用改善を求めています。

2018雇止めホットライン・主な相談事例

【契約社員】からの相談

「勤続5年以上にならないように！」は会社方針

●男性・48歳・契約社員（勤続17年）

製薬会社に勤務。1年契約を更新して17年間働いてきたが、3月末での雇止めを通告された。会社は理由を明示していない。

●女性・？・契約社員（勤続12年）

仕事は営業事務。1年契約を更新して12年になる。会社は、2013年の契約書から更新上限を記載してきた。このままだと9月に雇止めになる。

●男性・46歳・契約社員（勤続7年）

ソフトウェア開発の技術者として7年間働いた。昨年末に突然3月末での雇止めを通告された。理由は5年を超えているからとのこと。

●男性・40歳代・契約社員（勤続7年）

工場勤務。5か月契約を更新して勤続7年になる。1月末で雇止めになった。1年後なら再雇用してやる（クーリング期間？）と言われている。

●女性・45歳・契約社員（勤続5年6月）

6か月契約を更新して8年半勤めたが、1月15日付で雇止めになった。理由は査定とされている。現在、求職活動中だが、次の職場でも同じことがあるのではないかと不安だ。

●女性・30歳代・契約社員（勤続5年）

1年契約を更新してきて5年以上になる。他の契約社員も含めて3月末での雇止めを通告された。子どもが保育園に通っていて、次の仕事が見つからないと保育園からも出されてしまうので困っている。

●女性・？・契約社員（勤続5年）→派遣社員

電機関連メーカーで直接雇用の契約社員だった。5年働いたところで、昨年秋派遣会社に移籍された。仕事はまったく変わっていない。

●男性・？・契約社員（勤続4年8月）

倉庫業務。2か月更新で働いてきて、あと4か月で5年になる。社長が人件費がかさんでいるので雇止めをしたいと言っていると聞いた。不安でしかたがない。

無期契約転換の話もあるが・・・本当か？

●男性・40歳代・契約社員（勤続4年）

勤続4年になるが、契約社員については4年6か月が上限と会社から伝えられた。条件付きで、すでに5年を超えている人のみを無期にするという。契約社員500人の3分の1にすぎない。私は無期になれそうだが、この制度は納得できない。

●女性・？・契約社員（勤続約5年）

1年契約の事務の仕事で、もうすぐ5年になる。2015年の契約書から無期に転換できるとの記載が入った。本当に無期になれるのか？ 申し出をしたら逆に雇止めになるのではないか？

●女性・？・契約社員（勤続5年）

IT関連の仕事で2013年から働いている。当初3か月契約だったが、最近になって契約期間が2か月に変わった。追いつくそうとしているのではないかと不安。

●女性・40歳代・契約社員（勤続7年）

スーパーの品出しなどの仕事。6か月契約の更新だが、正社員と同じように働いてすでに7年になる。次の契約更新は6月、雇止めにならないかと不安。

【教育機関】では

大学・高校は、労契法がらみの「雇止め通告」ラッシュ！

●女性・30歳代・非常勤（勤続10年）

大学病院の非常勤医師として働いている。3月末での雇止めを通告された。事務職については契約期間の上限を5年とするという。クーリング期間を使うと言っている人もいる。

●女性・？・司書（勤続10年）

私立大学の図書館司書として10年目になる。今年3月末で雇止めされる。対象になるのは30人中の4人。雇止めの理由は告げられていない。

●女性・？・事務（勤続6年）

大学で留学生の受入担当として働いていた。今年の3月で雇止めと言われた。同じような契約の人は多いがどうなっているのかわからない。私は育休を取ったことが影響しているかもしれない。

●女性・？・教員（勤続4.5年）

1年契約の大学教員。昨年4月に提示された契約書に「次回の更新なし」との記載があった。異議を申し立てたら削除されたが、結局、年度末での雇止めを通告された。教職員組合で交渉をしているが大学は黒塗りだらけの資料を提出するなど誠意がみられない。

●女性・？・嘱託（勤続4年）

私大で働いている。契約書には「双方の合意による延長あり」との記載があるが、「平成30年4月以降は更新しない」と明文化されている。専任職試験を受けるように勧められたが、その後、嘱託は受験できないと言われた。

●女性・？・事務（勤続3年）

国立大学法人勤務で勤続4年になる。今まで面談などなかったが、昨年末初めての面談があり、年明けになって年度末での雇止めを通告された。

●女性・？・非常勤講師

1年更新契約だが、今後は4年働くと1年休む（クーリング）ことになった。

●女性・？・非常勤（勤続5年）

高等学校の非常勤。1年契約を更新してきたが、5年が上限なので雇止めと言われている。

雇止めされるのではないかと強い不安

●女性・40歳代・事務（勤続13年）

国立大学法人で1年契約を更新してきた。2月末に面談がある。雇止めを通告されそう。

●女性・？・非常勤職員（勤続5年超）

国立大学法人。5年を超える有期契約職員については大学の労働組合と大学で「特に優秀な人のみ」を残すと限定的な雇用延長の取り決めをした。私を含め多くの有期契約職員が雇止めになる。

●男性・47歳・用務（勤続5年）

大学の用務職員で勤続5年になる。年末に行われる契約更新の打診が今年はまだない。

●女性・？・非常勤講師（勤続4年）

私大の非常勤講師を4年やってきた。来年度についての更新の連絡がまだない。

●女性・？・非常勤講師

大学の付属幼稚園で働いている。当初、保育補助といわれていたが、働き始めると担任と同じようにやれと言われた。時給制だが研究は仕事ではない、と言われ長時間働いた分は無給になる。3月末で雇止めを通告された。

【自治体・政府系機関】では

自治体。独法でも入れ替えが進む

●女性・40歳代・嘱託契約（勤続5年）

都内の自治体に勤務。1年更新で最大5年まで。新卒増加に伴い次回の契約はないと言われた。働き続けたければ、面接、筆記試験に応募して合格すること、と突き放された。

●女性・64歳・臨時職員（勤続6年）

市の臨時職員だが、図書館の司書として6年になる。自分も無期転換の対象になるのか？

●女性・54歳・契約（勤続20年）

自治体病院のリハビリ職員として勤務。契約書は最初にもらっただけで、就労日数を月12日から7日に減らされている。担当係長からは60歳まで働けると言われていたが不安だ。

●女性・？・嘱託（勤続6月）

昨年の6月末から社会福祉協議会で働いている。予算がないという理由で雇止めを通告された。働き続けたいのであれば、クーリング期間を置くか、日数を減らすかのどちらかだと言われている。

●女性・42歳・臨時職員（勤続12年）

母から娘のこと。政府機関に12年間勤務してきたが、3月末で雇止めといわれた。所管庁から丸3年たったパートの契約は打ち切り新たに募集して入れ替えるよう指示があったとの噂がある。

●女性・47歳・非常勤（勤続4年）

政府系独立法人に勤務。非常勤でも4年前には直雇用され人もあったが、3月末での雇止めを通告された。今後は最長5年までしか更新せず、徐々に入れ替えていくと言っている。

●女性・？・契約（勤続6年）

政府系独立法人の病院で看護助手として働いている。「任用期間満了通知書」を渡され、3月末での雇止めを通告された。働きたければ、公募に応募してくださいと言われた。

●男性・？・契約（勤続5年）

政府系の研究所勤務。1年契約の更新だが労働条件通知書は最初の2回だけ。研究職は労契法の適用除外で10年まで継続可能のはずだが、独自ルールとして5年で契約を終了すると言ってきた。

【派遣】

契約打ち切りが簡単？な派遣労働者

●女性・45歳・登録

エンジニアとして働いている。10月に面談があり、3月で雇止めと言われた。

●女性・？・登録（勤続3月）

8月まで働く予定で派遣されたが、社員が来ることになったという理由で、雇止めを通告された

●女性・？・登録（勤続2年）

まだ勤続2年だが、3月末での雇止めを通告された。もっと働きたいのに・・・。

●女性・？・登録（勤続5年）

貿易事務で働いている。派遣先は延長を希望していたが、3月末で雇止めになる。

●女性・？・登録（勤続5年）

派遣契約が切れて入札になる予定だった。入札前に雇止めになった。

●女性・30歳代・登録（勤続5年）

一般事務で5年同じ派遣先に派遣されて働いている。3月末で雇止めを通告された。

●男性・？・契約社員

私は契約社員だが、派遣社員が圧倒的に多い職場で働いている。3月末で5年になる派遣社員が今次々と切られている。仕事ができる人がいなくなって、職場は困っているのが実態だ。

2018年10月に向けて「派遣3年ルール」が進行中

●女性・50歳代・登録（勤続10年）

3か月の契約を更新して10年働いてきたが、年度末で雇止めと言われた。派遣会社は、派遣先で3年以上の派遣の契約を打ち切る方針を進めている。

●女性・40歳代・登録（勤続8年）

6か月の契約を更新してコールセンターで働き続けてきた。2018年問題に向けて会社は試験を実施した。2回受験したが落ちたので退職した。納得できない。

●女性・40歳代・登録・（勤続通算8年）

この間、退職して再度働くなどで通算すると8年勤務。派遣は3年が満期といわれ、来年の3月以降は契約しないとされている。無期契約にしてほしい。

無期転換の話もあるが・・・

●女性・40歳代・登録（勤続9年）

自治体の外郭団体に働いている。これまで入札の度に派遣元が変わってきたが職場は同じで9年になる。2018年10月を前に、派遣元が派遣先での直接雇用による継続を打診してくれたが拒否された。現在の派遣先で安定して働き続けるためにはどうしたらいいか。

●女性・50歳代・登録（勤続6年）

派遣先から無期転換の話がされた。断ると3月末で雇止めになってしまう。どうしたらいい。

【パート】

勤続5年で無期契約に転換できるの？

●女性・？・パート（勤続5年）

6か月契約を更新してきたが、勤続5年を超えている。無期契約への転換とはどんな制度なのか？

●男性・30歳代・パート（勤続6年）

スーパーの品出しなどで週5日・1日7時間、正社員同様に働いている。勤続6年になるが、無期になれる可能性があるのか？正社員の組合はあるが、威張るだけで何もやってくれない。

勤続の長いパートは切られるのではない不安

●女性・？・パート（勤続18年5月）

6か月契約を長期間更新してきたが、昨年会社の説明会で3月末で契約を更新しないと告げられた。「財政上の理由」と言いつつ、「ハローワークに募集をかける」とも言っている。

●女性・40歳代・パート（勤続11年）

経理事務として11年間働いてきたが、勤務態度が悪い、パフォーマンスが悪いなどの理由で3月末で雇止めになる。集金のお金がなくなった時に疑われたこともあり働き続ける気にはなれない。

●女性・60歳・パート（勤続10年）

メーカーの物流部門で6か月契約を更新して約10年。昨年まではフルタイムだったが、現在は親の介護のため短時間勤務になっている。2～3月に次回の更新の話があるが、どうなるか不安。

●女性・？・パート（勤続9年）

6か月契約を更新してきて現在勤続9年。会社は昨年より適性テストを実施するようになった。正式な通告ではないが、今の能力では更新しないよ、などと言われている。

●女性・50歳代・パート（勤続7年）

スーパーで夫の扶養の範囲内で短時間の勤務している。契約期間は6か月。勤続7年になるが、3月に契約を更新する際、雇止めになるのではないかと不安で電話した。

【高齢者雇用】

高齢者も5年で雇止め？

●男性・68歳・契約社員（勤続8年）

定年後に再就職した。1年更新でフルタイム勤務、勤続8年になる。労働契約書が昨年から「契約更新なし」に変わった。経営状況が悪いからと知っているが、5年で切ろうとしているのかもしれない。

●男性・67歳・契約社員（勤続4年10月）

マンションの管理人をしている。会社はこれまでは70歳まで働けるとしてきた。ところが、2013年の契約書から「5年を超えない」と記載するようになり、今年の3月末で雇止めになる。

●男性・68歳・契約社員（勤続4年8月）

マンションの管理人をしている。今年の6月で5年になる。現在2人体制であるところを1人にしようとしている。それが決まれば今の会社から下請けの清掃会社に異動になると言われた。このまま働き続けたいのだが・・・。

●女性・66歳・契約社員（再雇用1年目）

定年が65歳で、昨年4月に1年契約の再雇用となった。契約書には雇用打ち切りの可能性が書かれていて不安だ。実際、更新は会社の都合で差別的に選別されている。

70歳だってまだまだ元気で働ける！

●女性・64歳・契約社員（勤続7年）

1年契約を更新してきて7年になる。毎年2月に契約更新の打診がある。現在64歳で、本人が健康であれば70歳まで働けると言われているが、更新の時はいつも不安だ。

●女性・67歳・嘱託（勤続7年）

介護福祉士として働いている。入社したときは、定年は65歳でその後は70歳まで嘱託で働けると言われていた。最近になって就業規則を改定し、60歳定年、再雇用でも65歳までとなった。70歳までは予定通り働きたいのに。

●女性・70歳・非常勤（勤続9年）

非常勤として勤務。一定の資格を持っている人は定年70歳、資格のない人は65歳と就業規則でも明記されている。勤続9年で70歳になったので間もなく定年になるが、まだまだ働ける。延長できないだろうか？

●男性・72歳・契約社員（勤続5年）

工場の管理業務。1年更新を繰り返し5年になる。最近、71歳を過ぎてからは5年以上の雇用はできないと言われた。

●男性・70歳・偽装雇用？（勤続21年）

事務機などの搬入の仕事を21年続けてきた。2年前の規定改正で71歳になると退職することになっていると言われた。元気なのでこのまま働きたい。

【障がい者雇用】

有期契約への不安、雇用安定の願いは切実

●男性・？・契約社員

昨年12月から1年契約で働き始めたばかりだが、自分も無期転換の対象になるのか？

●男性・？・パート（勤続7年）

障害者手帳をもっている。勤めてから7年になり、今の仕事に不安・不満はないが、できるだけ長く働き続けたい。無期転換権とはどういう制度か教えてほしい。

【本人以外からの相談】（年齢は本人）

労働の割に報われない処遇、生活への不安は深刻

●男性・40歳代・契約社員

母から息子のこと。通信大手に15年間勤務していたが3～4年前に退職。ひどいときは月の残業時間が200時間くらいあった。1～2年働けば正社員になれると言われてたのに結局なれなかった。

●女性・40歳代・契約社員

母から娘のこと。翻訳の仕事をしているが、3か月契約の更新で身分が不安定。時給は1000円で月収は15万円にもならない。今のところ家賃などを親が援助しているが、もう本人も40代で、今後のことが不安。

●男性・29歳・契約社員（勤続8年）

母から息子のこと。28歳だが勤続はもう8年になる。入社当時「正社員にして」といったところ、「給料が少なくなるよ」と言われたので断ったようだ。本人も雇止めの不安を持っていて、私がこんな話をするとすぐ怒る。

●男性・35歳・契約社員（勤続5年）

父から息子のこと。3か月の契約を更新して5年間働き続けてきた。11月から鬱で会社を休んでいる。仕事が原因ではないかと心配だ。

●男性・40歳代・契約社員（勤続12年）

兄から弟のこと。CADオペとして3か月の契約を更新してもう12年になる。無期契約にしてほしいと申し出たようだが、会社からは無期になってもメリットはない（ボーナスなし、退職金なし）と説明されたようだ。

派遣ネットのホームページには、

「有期契約社員が無期転換を実現するためのQ&A」

「派遣社員が雇止めされず雇用安定化を実現するためのQ&A」を掲載しています。

<http://haken-net.or.jp>

にアクセスしてみてください。

< 問い合わせ先 >

NPO 派遣労働ネットワーク

理事長 中野 麻美 (弁護士)

連絡先 渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル 2F

電話 03-5354-6250

FAX. 03-5354-6252